

ID: 268

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第6条		
例規番号	平成25年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (分担金の減免) 第6条 町長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日